

2号・3号認定の事由・保育の必要量

保育園等での保育を希望する方は、保護者の方それぞれが以下の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態である場合、認定を受けることができます。※家庭保育が可能となった場合は認定取消しとなります。

事由	要件	認定期間	保育の必要量
就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合(休憩時間含む。)	就労証明書の記載どおり就労を継続している期間	就労時間による
妊娠 出産	妊娠中か出産後間がない場合	産後8週間を経過する月の末日まで ※実際の出生日によって、当初の認定期間より短くなる場合があります。	保育標準時間
疾病 障害	保護者が疾病、負傷、心身の障害等により、児童の家庭保育にあたれない場合	障害者手帳又は診断書に記載された必要な療養期間	保育短時間
介護 看護	同居(長期間入院等をしている場合を含む。)の親族を「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護又は看護している場合	介護・看護を継続している期間	介護・看護を要する時間による
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
求職活動中	求職活動を継続的に行っている場合(就労予定の場合を含む。)※1	認定日から90日目を迎える月の末日まで	保育短時間 ※就労予定の場合は就労時間による
就学	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、学校に在学している、又は職業訓練を受けている場合(休憩時間含む。)※2	卒業又は修了予定月の末日まで	就学時間による
虐待 DV	虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合又はDVにより保育を行うことが困難である場合	保育が必要と認められる期間	保育標準時間
その他	上記に類する状態で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合	保育が必要と認められる期間	保育短時間
育児休業中の 在園児の 継続利用	既に保育園等に在園している児童の保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合	育児休業に係る児童が2歳になる日が属する年度の翌年度4月末日まで	保育短時間

※1 求職活動中の要件は、申請日時点で既に求職活動中である必要があります。

※2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。職業能力開発促進法第15条の7第3項、同法第27条第1項、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条に規定する職業訓練等。カルチャースクールは対象外です。